

COVID-19 と観光旅行の 関連可能性についての一考察

—— 香川県における感染者の行動歴から ——

山 崎 隆 之

1. はじめに

(1) 研究の背景と目的

2020年1月に始まった新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の大規模な流行により世界は大きな混乱に陥った。日本国内においても、感染拡大防止のために外出や移動の自粛が求められ、特に、日常的には触れあわない人々が交わる機会となる旅行は、ウイルスを拡散するリスクのある行動とされた。その結果、2020年において、出入国を大幅に制限された訪日外国人旅行者は前年比でほぼ皆減、日本人国内旅行者は半減となるなど、観光関連業界は他の自然災害でもこれまで経験したことの無い広範かつ甚大な影響を受けた。

このような事態に対し、「感染拡大の防止と社会経済活動との両立」を掲げた政府の主導により、2020年7月からは観光関連産業を支援する事業「Go To トラベルキャンペーン」⁽³⁾が実施された。だが、この事業の実施は関係者や消費者から一律に歓迎されたわけではなく、7月の事業開始や2020年末の全国一斉停止にあたって、各種メディアでの報道やSNS上の話題などにおいて、旅行の実施と感染拡大との関連について様々な意見が噴出し、キャンペーン実施の賛否について議論となった。⁽⁴⁾

感染症専門医の忽那賢志氏が「感染症は人が移動することによって拡散されるものであり、旅行そのものが感染症拡大のリスクと直結」⁽⁵⁾していると述べているとおり、旅行の実施と感染拡大との間に関連があること自体に議論の余地

はない。しかし、「Go To トラベルキャンペーン」に対する賛否の議論が尽きないのは、現在直面している COVID-19 流行下で、旅行の実施に伴う感染拡大のリスクがどの程度なのか、あるいはどの程度だったのかというデータの蓄積が乏しく、それぞれの賛否の意見が具体的な根拠に欠けているからであると思われる。

そこで本稿では、香川県ならびに高松市の公表資料をもとに新型コロナウイルス感染者（以下、感染者）の行動歴を調査し、そこから COVID-19 と観光旅行の関連可能性について考察したい。後述するように、香川県は全国的に見て感染者の数は少ないものの、他県でほとんど公表されていない発症前（無症状の場合は陽性判明前）⁽⁶⁾ 2 週間の行動歴が、比較的長い期間にわたって公表されていた。本稿はこの公表された行動歴の中の旅行行動を確認し、分析を行う。

また、本稿独自の観点として、目的の違いから旅行を以下の 3 つに区分して分析を行う。

- 「仕事」を目的とする旅行
- 「親族・知人への訪問・親睦」を目的とする旅行
- 「観光・レクリエーション」を目的とする旅行

こうした区分は、観光庁「旅行・観光消費動向調査」や公益財団法人日本交通公社「JTBF 旅行実態調査」⁽⁷⁾ といった国内の主要な観光動向調査にも取り入れられているものである。これらの調査と本稿での旅行区分との対応について表 1 に示す。それぞれの区分の定義は「JTBF 旅行実態調査」に準拠する。

本稿においてこのような区分を採用するのは、旅行そのものが感染拡大のリスクと直結するとして全面的に抑制（あるいは促進）と判断するのではなく、どのような旅行のリスクがより大きいのかについて検討するためである。議論の的となっている「Go To トラベルキャンペーン」は宿泊施設での宿泊代金に対する割引を中心とした仕組みとなっており、「観光・レクリエーション」を目的とする旅行を対象としている。⁽⁸⁾ このことから、旅行全般ではなく、特に

表1 本稿と既往調査の旅行区分

本 稿	旅行・観光消費動向調査	JTBF 旅行実態調査	
		旅行形態に着目した旅行市場区分	定 義
「仕事」を目的とする旅行	出張・業務旅行	出張や業務旅行	打合せや会議、視察目的の旅行。
		会社がらみの団体旅行	職場旅行や招待、報奨旅行。団体で行動する旅行。
「親族・知人への訪問・親睦」を目的とする旅行	帰省・知人訪問・結婚式・葬式等への参加	帰省や家事のための旅行	帰省や冠婚葬祭関連の旅行。(帰省ついでに行った観光旅行は観光・レクリエーション旅行)
「観光・レクリエーション」を目的とする旅行	観光・レクリエーション旅行	個人で実施する観光旅行	個人で実施する観光旅行。スポーツ旅行。旅行会社のバック旅行に参加した場合も含める。
		組織が募集する団体旅行	町内、農協、郵便局、信金、宗教団体、サークルなどが募集する旅行。

「観光・レクリエーション」を目的とする旅行（観光旅行）に着目し、他の旅行区分と比較する。

(2) 2020年のCOVID-19流行状況

香川県の感染者行動歴の具体的な調査に入る前に、まず、全国と香川県におけるCOVID-19流行状況について概観する。

2020年1月1日～12月31日における全国と香川県のCOVID-19発生状況をまとめたのが図1である。この1年の間では、全国、香川県とも、ほぼ同時期に感染拡大の3つの“山”があったことが見て取れる。

国内で最初の患者が発生したのは1月16日、香川県で最初の患者が発生したのは3月17日であった。その後、3月下旬にかけて感染拡大の兆候が見られた（第1の“山”）ことから、政府は4月7日に7都府県に対して「緊急事態宣言」を発出、4月16日にはその範囲を全国に広げた。「緊急事態宣言」は、感染状況の収束に合わせて5月に段階的に解除され、5月後半から6月にかけての感染状況は落ち着きを見せていた。6月19日には、政府が「県外から人の呼び込みを徐々に実施する」との方針を示し、同日、観光庁から旅行者が感染リスクを避けながら安全に旅行できるように留意点をまとめた「新しい旅の

エチケット」が示された。⁽⁹⁾

6月末頃から、日々の感染者数は再び増加傾向となり始めた。海外からの帰国者の感染報告が目立っていた4～5月とは異なり、この時期は、特に大都市の歓楽街における接待を伴う飲食店を中心に感染が広がり、それが周辺地域や地方、家庭・職場などへ伝播して全国的な感染拡大につながったとされている⁽¹⁰⁾（第2の“山”）。こうした状況下で、「Go To トラベルキャンペーン」の開始がアナウンスされ、短い周知・準備期間で7月22日から事業が開始されたことから、感染拡大を後押しすることになるのではとの懸念の声が多くあった。香川県でも、四国4県在住者を対象に県内宿泊旅行代金を割引する「うどん県泊まってかがわ割」⁽¹¹⁾が8月1日から開始された（9月からは中国地方在住者にも対象を拡大）。大都市に比べて感染状況が落ち着いている地方において、自県や隣県在住者に対象を絞り自県の宿泊旅行を後押しする事業は、各地で同様の

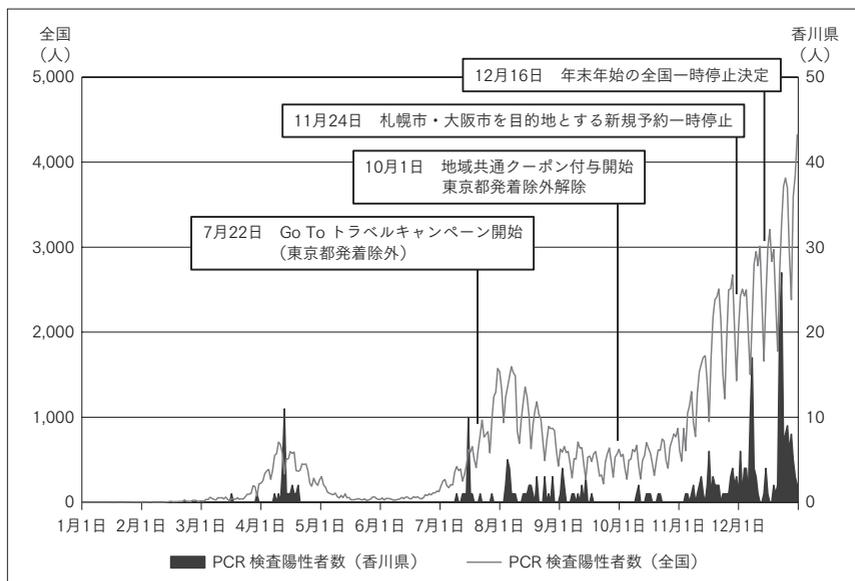


図1 新型コロナウイルス陽性者数の推移（2020年1月1日～12月31日）
 [全国：左軸，香川県：右軸]

※厚生労働省，香川県オープンデータをもとに筆者作成

ものが実施された。

第2の“山”は、8月に第1の“山”のピークを上回る感染拡大となったものの、9月には減少傾向が見られるようになった。しかし、感染拡大前と同程度まで収束した第1の“山”とは異なり、全国で1日に数百人の感染者が発生する横ばい状況が続いた。この時期には、飲酒を伴う会食におけるクラスターの発生が指摘され、10月23日には新型コロナウイルス感染症対策分科会から政府への提言として、「感染リスクが高まる「5つの場面」」「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」⁽¹²⁾が示された。「Go To トラベルキャンペーン」関連では、10月1日に、それまで利用の対象から除外されていた東京都へのからの利用が可能となり、キャンペーン利用者に「地域共通クーポン」を配布する事業も新たに追加されたほか、姉妹キャンペーンとも言える飲食店支援事業「Go To イートキャンペーン」もスタートした。「Go To トラベルキャンペーン」利用実績を見ると（図2）、10月から11月にかけて利用が大きく伸びている。

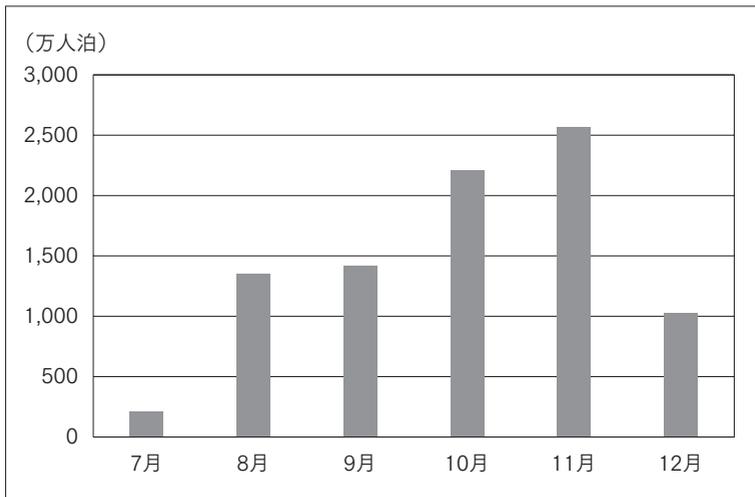


図2 Go To トラベルキャンペーン利用実績（2020年7月～12月）

※観光庁公表資料をもとに筆者作成 ※7月分は7/22～31、12月分は12/1～28

11月になると、日々の感染者数は増加傾向が顕著となり始めた。11月後半には全国の感染者数が第2の“山”のピークを大きく超えるような状況が続き（第3の“山”）、都道府県知事や医師会などから医療提供体制のひっ迫が指摘されるようになった。この状況を受けて、「Go To トラベルキャンペーン」は11月24日に感染拡大が著しい札幌市と大阪市を目的地とする利用の一時停止が発表され、その後、名古屋市、東京都、広島市が対象に加えられた。感染拡大地域を目的地とする利用のみが停止対象となったことに対しては、「医療ひっ迫を回避するため⁽¹³⁾と説明されたが、この件を報じるインターネットニュースのコメント欄では疑問の声が多く寄せられた⁽¹⁴⁾。そして、12月16日には、12月28日から全国において利用を一時停止することが発表された。これに合わせ、香川県の「うどん県泊まってかがわ割」も年末年始の一時停止が発表された。

しかしながら、感染拡大の状況は年末年始にかけてさらに続き、政府は2021年1月8日から4都県に対し2度目の「緊急事態宣言」を発令した（その後、1月13日には対象が11都府県に拡大）。

2. 研究の対象と方法

(1) 研究の対象

先述の通り、本稿では香川県ならびに高松市の公表資料をもとに新型コロナウイルス感染者（以下、感染者）の行動歴を調査する。

公表資料は、香川県ホームページ内の「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の香川県での発生状況⁽¹⁵⁾」に掲載されている。それぞれの感染者のより詳しい情報については、「新型コロナウイルスに関連した患者（〇〇例目）に関する追加の情報等について」という報道発表資料として、患者発生を知らせる一報⁽¹⁶⁾の後に追加される。

この「追加の情報等」の記載内容は、主に「年代」「性別」「住所」「職業等」「症状・経過」「行動歴」となっている（表2）。「症状・経過」の欄には、発熱や呼吸苦などの症状が始まった日付のほか、無症状の場合にはその旨の記載がある。また、感染者の接触者だった場合には「〇〇例目の接触者として、PCR

表 2 公表資料の記載例

(1) 年 代：40 歳代
(2) 性 別：男性
(3) 住 所：高松市
(4) 職業等：会社員
(5) 症状，経過：〇〇例目の濃厚接触者として PCR 検査実施 〇月〇日～ 咳 〇月〇日～ 味覚異常 〇月〇日 医療機関（A）を受診 〇月〇日 〇〇〇〇で PCR 検査実施
(6) 行動歴： マスクは基本着用 ①発症日前 14 日以内 海外渡航歴なし，県外滞在歴あり 〇月〇日～〇日，〇月〇日～〇日 仕事 〇月〇日～〇日 △△県で仕事 〇月〇日 ××県へ移動，知人と会食 〇月〇日 ××県から帰県 週に数回，買物で外出している。 ②発症日前 2 日以降 〇月〇日～〇日 仕事 〇月〇日 同僚と外食

検査を実施」という記載がある。「行動歴」の欄には，発症前 14 日以内の「海外渡航歴の有無」「県外滞在歴の有無」のほか，仕事，学校，買物，外食，会食，旅行，スポーツなどといった外出行動が記載されている。

この報道発表資料に加え，その資料に基づく香川県・高松市の記者発表動画⁽¹⁷⁾を視聴し，旅行行動の旅行区分や患者間での感染のつながりについて内容を補足した。

また，「追加の情報等」では，2020 年 3 月 17 日に県内初の患者が発生してから全ての患者について概ね同様の形式で記載がなされていたが，12 月 8 日以降，「行動歴」の欄がなくなり「症状・経過」に一部の行動歴が掲載される形式になっていった。このため，本稿では形式変更前の 12 月 7 日までに発生した患者 174 例を分析対象とした。

(2) 研究の方法

分析にあたっては、同居家族、濃厚接触者や接触者、同じ飲食店・職場の利用者などとして感染のつながりが推測される患者をひとつの「事例」としてまとめ、事例数の多寡を確認する方法を採用する。

1(1)で述べたように、香川県は全国的に見ても感染者数が少ないことから、市中で感染の伝播が繰り返されている状況は大都市に比べ少ないと考えられる。こうした状況で「事例」を見た場合、その感染源は県外にある可能性がより高い。感染した県外在住者が県内を訪問した場合でも、県内在住者が感染して帰県した場合でも、その行動は本稿が感染との関連を分析しようとしている「旅行」である。このことから、「事例」として扱うことで感染と旅行の関連をより明瞭に確認することができると思われる。

また、1(2)で述べたように、調査対象とする期間には感染拡大の3つの“山”が確認できる。それぞれの“山”の間では、感染者の発生状況や政府の対応が異なることから、これらをそれぞれ「第1波」「第2波」「第3波（暫定）」¹⁸⁾として、時期の違いによる行動歴の比較を行う。香川県においては、“山”の期間の間に2週間以上患者の発生がない時期があることから、その期間を区切りとして3月17日～4月20日を「第1波」、2020年7月10日～9月17日を「第2波」、10月10日～12月7日を「第3波（暫定）」とする。

3. 調査結果

(1) 事例の発生状況

2章で示した対象・方法により、香川県の174名の感染者を整理した結果、事例数は80となった(表3)。このうち49事例が事例に含まれる患者が1名のみの「孤発事例」、残り31事例が事例に複数の患者が含まれる「リンク事例」である。「リンク事例」で患者数が多いのは、12月に発生した小豆島の飲食店・事業所関連の14名(この事例は、本稿の調査対象期間外にもさらに患者が発生し、最終的な患者数は34名となった)、次いで4月に発生した高松市の保育所関連の13名で、そのほかは10名未満であった。

表 3 香川県の COVID-19 事例数

事例数		時期	第 1 波	第 2 波	第 3 波 (暫定)	通期計
			2020年3月17日 ～4月20日	2020年7月10日 ～9月17日	2020年10月10日 ～12月7日	
県内在住者のみ	孤発事例		5	17	18	40
	リンク事例		3	8	17	28
県外在住者を含む	孤発事例		1	5	3	9
	リンク事例		0	2	1	3
事例数			9	32	39	80

時期で見ると、「第1波」が9事例、「第2波」32事例、「第3波(暫定)」39事例と、ピークの度に感染規模が大きくなっていく全国の感染状況と同様の傾向を示している。それぞれの時期での「孤発事例」と「リンク事例」を比べると、「第3波(暫定)」での「リンク事例」の増加が目立ち、香川県の中での感染の広がりが秋以降大きくなったことがわかる。

感染者の住所からそれぞれの事例を「県内在住者のみ」と「県外在住者を含む」事例に分けて見ると、「県内在住者のみ」が68事例に比べて「県外在住者を含む」は12事例と少ない。4月の「緊急事態宣言」発令時には、県外からの来訪によりウイルスが持ち込まれ県内で感染が広がることを懸念する声が多く聞かれたが、⁽¹⁹⁾「県外在住者を含む」事例のうち「リンク事例」は3事例にとどまる。

また、「県外在住者を含む」事例数は、「第1波」(1事例)より「第2波」(7事例)では増加しているものの、「第3波(暫定)」(4事例)は「第2波」を下回っており、「第1波」<「第2波」<「第3波(暫定)」という全国や香川県全体での傾向とは一致しない。「第3波(暫定)」の時期は全国的に「Go To トラベルキャンペーン」の利用が増え、香川県でも県外からの来訪が増加していたと考えられるが、そうした旅行者の増加は感染の拡大に寄与していなかったように見える。

(2) 「県外在住者を含む」事例の県内滞在目的

さらに、「県外在住者を含む」12事例について、事例内の県外在住者の県内滞在目的⁽²⁰⁾を見てみると、「仕事」4事例、「帰省」4事例、「観光・レクリエーション」1事例、「その他」3事例であった(表4)。

「仕事」は、仕事で香川県を訪れていた会社員や複数の県を往来している運送業従事者である。「帰省」のうち3事例は春休み・夏休み期間に実家のある香川県に帰省している学生で、2週間以内に在住している県以外への旅行歴があった。「観光・レクリエーション」の1事例は、香川県内を旅行中に他県で発生した感染者の濃厚接触者であることがわかり、香川県でPCR検査を行い陽性が判明した。「その他」のうち1事例は、発症後に香川県内の医療機関を受診して抗原検査を行い陽性が判明した隣県在住者である。

先ほども触れたように、県外からの来訪によりウイルスが持ち込まれ県内で感染拡大することが懸念され、「Go To トラベルキャンペーン」賛否の議論の中では観光旅行にその懸念が当てはめられてきたが、本稿で設定する旅行区分では、県外在住者の県内滞在目的の多くは「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」にあたり、「観光・レクリエーション」に相当するのは1事例のみであった。

表4 県外在住者を含む事例における県外在住者の県内滞在目的

滞在目的	時期	第1波	第2波	第3波 (暫定)	通期計
		2020年3月17日 ～4月20日	2020年7月10日 ～9月17日	2020年10月10日 ～12月7日	
仕事		0	2	2	4
帰省		1	3	0	4
観光・レクリエーション		0	0	1	1
その他・不明		0	2	1	3
	計	1	7	4	12

(3) 「県内在住者のみ」の事例の県外滞在目的

続いて同様に「県内在住者のみ」68事例について、事例内の県外滞在歴の有無と県外滞在目的について整理した(表5)。その結果、「海外渡航歴あり」が1事例、「県外滞在歴あり」が32事例、「海外渡航歴・県外滞在歴なし」が35事例となった。「県外滞在歴あり」のうち、「第3波(暫定)」の6事例は仕事やアルバイトで岡山県に通勤している事例⁽²⁾で、これらを除いた「旅行」と見なすことができる県外滞在歴がある事例(「県外旅行歴あり」)は26事例となる。以下では、この26事例について滞在目的による旅行区分を見ていく。

「県外旅行歴あり」の事例数は、「第1波」(3事例)、「第2波」(8事例)、「第3波(暫定)」(15事例)と次第に増加している。

滞在目的別に見ると、事例数はそれぞれ11~12事例とおおよそ3つの旅行区分に三分される。これを時期別に見ると、「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」は「第1波」に比べて「第2波」で増え、「第3波(暫定)」では「第2波」に比べて同程度かやや増となっているが、「観光・レクリエーション」は「第1波」に比べて「第2波」で減り、「第3波(暫定)」では大幅に増えており、時期による発生傾向が異なる。「第1波」の「観光・レクリエーション」行動

表5 県内在住者のみの事例における海外渡航歴・県外滞在歴

		時期	第1波	第2波	第3波 (暫定)	通期計
			2020年3月17日 ~4月20日	2020年7月10日 ~9月17日	2020年10月10日 ~12月7日	
海外渡航歴・県外滞在歴						
海外渡航歴あり			0	0	1	1
県外滞在歴あり			3	8	21 [6]	32 [6]
滞在目的	仕事		1	5	11 [6]	18 [6]
	親族・知人への訪問・親睦		0	4	8 [2]	13 [2]
	観光・レクリエーション		3	0	9	12
海外渡航歴・県外滞在歴なし			5	17	13	35
事例数			8	25	35	68

※【 】内は、該当事例のうち県外滞在が通勤・通学など日常的な訪問で「旅行」とみなしにくいもの。

※1人の患者が仕事と観光など目的の異なる複数の県外滞在歴がある場合が含まれるため、「滞在目的」と「県外滞在歴あり」の合計事例数は一致しない。

歴はいずれも「緊急事態宣言」発令前（3月中）であったことから、感染対策の情報が十分周知されていなかったという「第2波」「第3波（暫定）」とは異なる状況が想定される。一方で、「第2波」「第3波（暫定）」はともに感染対策の情報が十分周知され、同時に「Go To トラベルキャンペーン」が実施されていた時期としては類似する状況であったと考えられる。その中で、「Go To トラベルキャンペーン」全体の利用実績と同程度に香川県在住者の県外旅行が増えていたと仮定した場合（8～9月（第2波）に比べて10～11月（第3波）は1.5倍程度）、この事例数の増加（「第2波」0事例、「第3波（暫定）」9事例）には旅行者数の増加だけでは説明できない大きな差が見られる。

これだけを見ると、「第3波（暫定）」において「観光・レクリエーション」は「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」に比べて感染リスクの高い行動であったように思われる。しかしながら、実際に旅行行動をした全体の中での感染者（事例）の発生傾向を推測してみると違った傾向が見られる。「第3波（暫定）」の「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」「観光・レクリエーション」事例の合計数20を、観光庁「旅行・観光消費動向調査」における「四国居住者による国内宿泊旅行の旅行目的別延べ旅行者数」（2020年10～12月）の旅行目的による旅行区分構成比（表6）に当てはめてみると、⁽²²⁾「出張・業務旅行」

表6 四国居住者による国内宿泊旅行の旅行目的別延べ旅行者数（単位：千人）

旅行区分	期間	2020年 1 - 3月期	2020年 4 - 6月期	2020年 7 - 9月期	2020年 10 - 12月期 (速報値)
	出張・業務旅行		129	58	126
	比率 (%)	12.8	22.3	16.4	13.4
帰省・知人訪問・結婚式・葬式等への参加		467	106	260	220
	比率 (%)	46.4	40.8	33.8	26.3
観光・レクリエーション旅行		411	97	384	504
	比率 (%)	40.8	37.3	49.9	60.2
	国内宿泊旅行計	1007	260	769	837
	比率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※観光庁「旅行・観光消費動向調査」をもとに筆者作成

2.7 事例, 「帰省・知人訪問・結婚式・葬式等への参加」5.7 事例, 「観光・レクリエーション旅行」12.0 事例となる。実際の事例発生状況(「仕事」5 事例, 「親族・知人への訪問・親睦」6 事例, 「観光・レクリエーション」9 事例)と比べると, 「観光・レクリエーション」は「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」に比べて事例の発生頻度は低いように思われる。全体の事例が少数のため有意な差とは言い難いが, 「観光・レクリエーション」が特に感染リスクの高い行動であるとは断定できない可能性があることは指摘できるだろう。

4. 考 察

香川県内の少ない感染者数からの調査・分析であったことから, 明確に論じることが困難であるが, 本稿の調査により確認できたことは以下の3点(①～③)にまとめられる。

- ①県外在住者の県内での感染発生事例(12 事例)よりも, 県外滞在歴のある県内在住者の感染発生事例(68 事例)が大幅に多いことから, 県外在住者が県内来訪によりウイルスを持ち込むよりも, 県内在住者が県外滞在中でウイルスを持ち帰る方が(顕在化している範囲では)感染拡大に寄与している。

12月の全国的な「Go To トラベルキャンペーン」一時停止までの途中段階として, 感染拡大傾向が見られる大都市を目的地とする利用だけが一時停止されるという措置が取られたことには困惑の声もあったが, ①に照らして考えるならば, 感染の全国への拡散防止という意味で, (効果があったかという評価は別として)一理ある方策であったと言える。

- ②「観光・レクリエーション」を目的とする旅行歴のある感染事例数の推移は, 香川県内全体での感染拡大傾向とは一致せず, 観光旅行者数が感染者数に正比例するような関連性は見出せない。しかしながら, 「第3

波（暫定）」における顕著な増加が見られることから、人々の接触機会が一定量を超えて集中する可能性の高まる観光旅行の実施は感染拡大に寄与する可能性がある。逆に言えば、「第2波」において「観光・レクリエーション」を目的とする旅行歴のある感染事例数が0であったように、一定程度に抑制された観光旅行の実施には、「感染拡大の防止と社会経済活動との両立」を実現できる可能性がある。

コロナ禍以前には、一部の特定の都市や地域に観光客が殺到して当該地域の自然・生活環境が悪化する「オーバーツーリズム」が問題となっていた。こうした状況への対応策としては、観光客が来訪する時間と場所を分散する京都市の取り組みなどの事例が先駆的に見られた。⁽²³⁾ このことに照らして考えると、コロナ禍における観光旅行のあり方も、集中を抑制するという意味では取り組むべきことは同じであると言えるだろう。実際、いまだに周知が行き届いているとは言い難い状況ではあるが、観光庁では時と場所が分散される「分散型旅行」⁽²⁴⁾ を呼びかけるキャンペーンを2020年12月から実施している。

- ③「旅行・観光消費動向調査」（2020年10～12月）の旅行区分構成比に当てはめて推測した旅行区分ごとの発生事例数は、「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」は実際よりも少なく、「観光・レクリエーション」は実際よりも多かった。つまり、「観光・レクリエーション」での感染事例の発生頻度は「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」に比べて低い可能性が推測される。

「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」は訪問先に会うべき相手がいる場合が多く、そこから会食やマスクなしでの会話といった「感染リスクが高まる「5つの場面」」に含まれる行動につながる可能性がある。それに対して「観光・レクリエーション」では、訪問先で出会うのは宿泊・観光施設スタッフや体験プログラムのインストラクターなどであり、旅行者と彼らの間には、現在では

おおむねマスクやアクリル板などの感染対策が講じられている。こうした会う相手との間の接触の濃密さや感染対策の有無が、実際の感染事例の発生頻度に影響しているのではないかと思われる。

コロナ禍では「不要不急」の外出や旅行を控えることが要請され、会うべき相手がいる「仕事」「親族・知人への訪問・親睦」に比べて、必ずしも会うべき特定の相手がいるわけではない「観光・レクリエーション」は「不要不急」の度合いが高く、これまで優先的に実施が控えられてきたと予想される。しかしながら、「感染リスク」の度合いでは高低の順位が逆転し、「観光・レクリエーション」こそがコロナ禍においてリスクの低い旅行区分であると考えられるのであれば、“仕事”“親族・知人への訪問・親睦”を目的とする旅行を控え、そこで生まれるフラストレーション⁽²⁵⁾を「観光・レクリエーション」によって解消することで社会全体の感染リスクの総量を抑制する”というような戦略も一考に値するのではないだろうか。

5. おわりに～今後の「Go To トラベルキャンペーン」の考え方

本稿では、観光旅行が他の旅行区分に対し感染リスクが低い可能性について、おぼろげながらではあるが指摘した。最後に、この指摘に立脚しつつ、2020年12月の全国一斉停止以降、現在（2021年3月末）まで再開の目途が立っていない「Go To トラベルキャンペーン」の今後について、若干の考察と提言を加えたい。

この1年の間、政府が行ってきたCOVID-19に関する政策は様々に批判されてきたが、批判が生まれる根源にあるのは、感染は国民ひとりひとりの「行動の末端」に起因するのに対し、政策は社会全体に行き渡る「行動の根幹」を制御するという作用点の不一致だろう。政府や行政ができることから見て感染の現場は直接的に制御できない“遠く”にある。そのため、人と人との間の感染の連鎖を直接抑止するマスクやアクリル板の設置は、個人や個々の事業者に対して呼び掛けられるにとどまり、政府や行政は飲食店の営業時間短縮を要請

したり、「Go To トラベルキャンペーン」を実施したりと、その取り組みは大づかみで大がかりになる。結果として、感染の現場にならないような様々なものまでをも含む影響の大きなものになる。

2021年3月26日、国土交通省は都道府県が独自に行っている住民向けの旅行割引について財政支援すると発表した。これは、「Go To トラベルキャンペーン」の代替措置と言えるものだが、「第3波」が十分に収束していない中で「分散」しながら「感染拡大の防止と社会経済活動との両立」を図る観光関連産業支援策としては妥当なものだと言えるだろう。また、実施主体が国から都道府県に移ることで、感染の現場と政策の距離はいくぶん近づいたとも言える。

政府や行政が直接的に制御できない“遠く”に対して働きかけをしていかなければいけないジレンマは、コロナ禍に限らずあらゆる政策にも当てはまる。そのような状況の中で、これまで政策の取りうる手段として用いられてきたもののひとつに「意識づけのための周知」がある。働き方改革の一環で地域ごとに学校休業日を分散して大人の年次有給休暇の取得を促進する取り組みを「キッズウィーク」と名付けて推進したり、観光による地方創生推進のために各地の取り組みをまとめた事例集を作成・配布したりすることなどがこれにあたる。COVID-19に関しても、人々の行動の指針になるものとして「新しい旅のエチケット」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」などが示されてきた。しかし、こうした「意識づけのための周知」が徹底していたかと言えば、必ずしもそうではない。「キッズウィーク」という言葉の存在を知っている人が現状でどれだけいるだろうか。

一方で「Go To トラベルキャンペーン」は、宿泊予約サイトなどで「Go To トラベル対象」などと記載され、様々なメディアで賛否の議論が交わされたこともあり、特に旅行を実施しようと考えている人々に対しては認知度が高いと考えられる。だが、多くの人に知られていても、このキャンペーンの趣旨が「感染拡大の防止と社会経済活動との両立」を図るための観光関連産業支援策であることや、旅行での感染リスクを低減する「新しい旅のエチケット」が合

わせて示されていること、「分散型旅行」が推奨されていることはあまり知られていないだろう。

全国的な感染状況が落ち着き「Go To トラベルキャンペーン」が再開される際には、趣旨を理解した上で利用してもらい、利用者自身の感染対策への意識も向上させていく必要がある。そのためには、キャンペーンの名称だけがメディアを通じて拡散する現状を鑑みて、単に「出かけよう」と呼びかけるような現在の名称ではなく、キャンペーンの趣旨を反映させるような名称に変更すべきだろう。例えば、「新しい旅のエチケット実践割」という名称であれば、「新しい旅のエチケット」が広く周知されるきっかけにもなる。

コロナ禍はパンデミック（感染症の世界的大流行）であると同時にインフォデミック（噂やデマも含めた情報の氾濫）であるとも言われる。上記の提言は単なる名称の変更ではあるが、大量に流布される言葉のひとつである「Go To トラベル」を、行動を思慮することのないまま助長する言葉から思慮の上で抑制的な行動を促す言葉（例えば「新しい旅のエチケット」）に変えることで、インフォデミックの海の中での灯台の明かりのような正しく進むべき方向を指し示す情報となりうるだろう。

補注・参考文献

- (1) 観光庁「訪日外国人旅行者数」https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/in_out.html
- (2) 観光庁「旅行・観光消費動向調査」<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryoutoukei/shouhidoukou.html>
- (3) 「旅行者向け Go To トラベル事業公式サイト」<https://goto.jata-net.or.jp/>
- (4) 賛否の議論の一例として、以下をあげる。
乗りのニュース（2020年7月16日）「GoTo トラベル」やるべき？ やらざるべき？ 都道府県知事たちの反応」<https://trafficnews.jp/post/98149>
- TRAICY（2020年11月23日）「誰が何と言おうと、Go To トラベルは悪くない【永山久徳の宿泊業界インサイダー】」<https://www.traicy.com/posts/20201123189529/>
- (5) Yahoo! ニュース（個人）（2020年8月2日）「国内旅行は新型コロナ拡大のリスク Go To トラベルを安全に楽しむには」<https://news.yahoo.co.jp/byline/kutsunasatoshi/20200802-00191337/>

- (6) 2020年12月31日までに確認された人口10万人あたりの感染者総数は全国で183.9人、香川県で31.3人（感染者数は厚生労働省、香川県オープンデータ、人口は2015年国勢調査より）
- (7) 公益財団法人日本交通公社「JTBF旅行者調査」<https://www.jtb.or.jp/research/theme/statistics/statistics-tourist/>
- (8) 「仕事」を目的とする旅行では、宿泊施設への宿泊を伴う場合がある。「旅行者向けGo To トラベル事業公式サイト」では、「Go To トラベル事業の支援対象とする旅行商品の基準・考え方の明確化について」（2020年10月29日）で、「ビジネス出張を目的とする旅行商品については、本事業の目的である観光需要の喚起という観点から、本事業の利用を極力制限させていただく」としている。また、「親族・知人への訪問・親睦」を目的とする旅行では、帰省など親族・知人宅が宿泊先として想定されることから、「Go To トラベルキャンペーン」の利用が一般的とは考えにくい。
- (9) 観光庁「旅行者向け「新しい旅のエチケット」について」https://www.mlit.go.jp/kankocho/news08_000332.html
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年3月18日変更）」https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_030318.pdf
- (11) 「うどん県泊まってかがわ割公式サイト」<https://www.kagawa-wari.com/>
- (12) 新型インフルエンザ等対策有識者会議「新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）」資料 <https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/corona12.pdf>
- (13) トラベルボイス（2020年11月24日）「Go To トラベル、大阪市と札幌市の一時停止が正式決定、到着主義で、キャンセル料は国が補填」<https://www.travelvoice.jp/20201124-147598>
- (14) Yahoo!ニュース（2020年11月23日）「GoTo札幌、大阪停止へ 予約済み、割引適用せず」<https://news.yahoo.co.jp/articles/043f2432bb7bcbec69ea2f849e799b63a2684061>
- (15) 香川県「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の香川県での発生状況」<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyoujouhou/kansen/se9si9200517102553.html>
- (16) 1日の感染判明者が高松市発表分のみの場合、追加の情報は高松市ホームページ内「高松市内の感染者の発生状況」（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kansensha/index.html>）に掲示される。
- (17) 「PrefKagawa 香川県インターネット放送局『ちょっとみてみまい』」<https://www.youtube.com/user/PrefKagawa> ならびに、「TakamatsuMovie」<https://www.youtube.com/user/TakamatsuMovie>
- (18) 「第3波」については、調査対象期間に“山”のピークや収束が確認できないことから、“山”の途中で区切られていることを明示し、「第3波（暫定）」と表記する。
- (19) 例えば、山陽新聞（2020年4月22日）「岡山県境での検温、GW前実施へ 知事表明、コロナ対策で来県者に」<https://www.sanyonews.jp/article/1006251> など

- (20) 「リンク事例」内での滞在目的については、事例内患者の最初の発症日以降に旅行などの行動があった場合は感染のつながりに関与していないと判断して除外している。このことは、3(3) 県内在住者のみの事例の県外滞在目的についても同様である。
- (21) こうした事例は「第3波（暫定）」でのみ確認された。
- (22) 「四国居住者による国内宿泊旅行の旅行目的別延べ旅行者数」は県内宿泊旅行者が含まれるが県外日帰り旅行者が含まれない一方で、本稿の調査では県内宿泊旅行者が含まれず、県外日帰り旅行者が含まれるため、両者は対象とする範囲が異なる。しかしながら、どちらも県外宿泊旅行者を主とするデータであると考えられることから、両者の傾向はおおむね類似していると考えた。
- (23) 京都市のオーバーツーリズム対応の取り組みについては、高坂晶子『オーバーツーリズム』学芸出版社（2020）p. 138-142 参照
- (24) 観光庁「分散型旅行」で混雑を緩和～官民が協力して旅行需要の平準化に取り組みます～ https://www.mlit.go.jp/kankocho/news/06_000489.html
- (25) このフラストレーションを解消できないまま放置すると、「気のゆるみ」と言われるような会食やイベントの実施につながる。「〇〇はダメ」と我慢だけを強いるのではなく、「〇〇はダメだけど、その代わりに××ならできる」という代替案を提示することが、我慢を長続きさせるコツだろう。
- (26) 毎日新聞（2021年3月26日）「国交省、都道府県独自の旅行割引を財政支援 1人最大7000円」 <https://mainichi.jp/articles/20210326/k00/00m/010/108000c>